

高度被ばく医療支援センターの新規指定

令和5年3月8日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、国立大学法人福井大学（以下「福井大学」という。）が「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（令和4年4月6日原子力規制庁長官決定：以下「指定要件」という。）の高度被ばく医療支援センター¹の指定要件を満たすことについて、原子力規制庁が行った確認結果の了承について諮り、それをもって同大学の高度被ばく医療支援センターへの新規の指定及びその旨を通知することの決定について付議するものである。

2. 経緯

令和4年度第67回原子力規制委員会（令和5年2月1日）において、福井大学が高度被ばく医療支援センターに係る指定要件に適合しているかについて、原子力規制庁が書類及び現地調査により確認を行うこと了承をいただいたところ。

同大学からは令和5年2月9日付けで高度被ばく医療支援センター指定要件確認書の提出があったことから、原子力規制庁では、書類を確認するとともに、令和5年2月20日、21日に現地調査を実施した。

3. 指定要件の確認及び新規の指定

書類及び現地調査により、福井大学が高度被ばく医療支援センターの指定要件を満たすことを確認した結果を別紙1のとおり取りまとめたので、この結果について了承いただきたい。また、確認結果について了承が得られれば、同大学を令和5年4月1日付けで高度被ばく医療支援センターに指定すること及び、別紙2のとおり通知することを決定していただきたい。

4. 今後の予定

原子力規制委員会にて決定の後、福井大学に対して、別紙2を速やかに通知する。

¹ 現時点で、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学の5機関が指定されている。

<資料一覧>

- 別紙 1 国立大学法人福井大学に係る高度被ばく医療支援センターの指定要件確認結果
- 別紙 2 高度被ばく医療支援センターの指定について（通知）（案）
- 参考 1 高度被ばく医療支援センター 指定要件確認書
- 参考 2 高度被ばく医療支援センターに係る業務方針
- 参考 3 原子力災害対策指針（抜粋）
- 参考 4 「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（令和4年4月6日原子力規制庁長官決定）抜粋
- 参考 5 令和4年度第67回原子力規制委員会（令和5年2月1日）資料2抜粋

国立大学法人福井大学に係る 高度被ばく医療支援センターの指定要件確認結果

令和 5 年 3 月 1 日
原子力規制庁

(1) 確認の結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）が、国立大学法人福井大学（以下「福井大学」という。）から原子力災害対策指針及び「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（以下「指定要件」という。）に基づき提出のあった『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』（令和 5 年 2 月 9 日付け 22 福井大第 1683 号）について、指定要件に沿って確認した結果、福井大学は高度被ばく医療支援センターの指定要件を満たしていると考えられる。

(2) 確認の内容

福井大学が提出した『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』の書類確認、現地確認及びヒアリングを行ったところ、主な内容は以下のとおりである。（（ ）の記載番号は参考 1 の項番号を指す。）

1) 医療体制等

ア. 診療機能等（人の体制）

- ・医師については、高度専門的な被ばく医療を行うことができる経験、専門分野を有している 6 名の者で構成されていること、看護師、その他専門的なスタッフについても専任となる者が配置されていることを確認した。また、状況に応じて大学病院内のその他部門の医師や専門的なスタッフの協力が得られること、及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）とも連携協定を締結しており、適切な体制が整備されていることを確認した。

- （1）医療体制等 ②原子力災害拠点病院等との医療連携
- （1）医療体制等 ③医療従事者等の配置
- （3）教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等 ③専門家ネットワークの構築

- ・原子力災害拠点病院等に対して上記医師、スタッフによる専門的な助

言ができる体制が整備されていること、また、高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価についても、スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析等の各要件を満たす専門分野及び技能を持った7名の者が配置されていることを確認した。また、QSTとも連携協定を締結しており、状況に応じて協力が得られるよう体制が整備されていることを確認した。

- (1) 医療体制等 ②原子力災害拠点病院等との医療連携
- (1) 医療体制等 ③医療従事者等の配置 医師以外
- (3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等 ③専門家ネットワークの構築

イ. 施設、設備等（施設設備の体制）

・被ばく傷病者受入として、同時に2名の処置ができる除染室、長期観察、入院治療等が行える施設（病室、無菌室等）が整備されていることを確認した。

- (2) 施設、設備等 ①施設 受入体制

・線量評価を行うために必要な施設及び標本作製資機材、倒立顕微鏡イメージングシステム等の設備を有することを確認した。

- (2) 施設、設備等 ②設備、備品等 線量評価

・アクチニドを含む内部被ばく線量評価については、肺モニタ等必要な施設設備を保有している QST と連携協定を締結しており、対応できる体制が整備されていることを確認した。

- (2) 施設、設備等 ②設備、備品等 線量評価
- (3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等 ③専門家ネットワークの構築

・必要な医薬品については、確保できていることを確認した。

- (2) 施設、設備等 ②設備、備品等 医薬品等

・福井大学は災害拠点病院として指定されており、ヘリポートが整備されていること、建物については耐震構造及び免震構造がとられていること、衛星電話等通信設備が整備されていること、及び自家発電、受水槽等ライフラインについても整備されていることを確認した。

(2) 施設、設備等 ①施設 災害拠点病院に指定されている場合は省略可

- ・令和4年度第67回原子力規制委員会において、福井大学が現時点で所有していないホールボディカウンタと甲状腺モニタに係る対応について原子力規制庁が確認するとした事項については、以下のとおり。

内部被ばくの詳細な測定に必要な放射線測定器、体外計測機器及び資機材については、福井県と連携協定を締結しており、原子力災害時に内部被ばく傷病者が発生した場合には、同県が所管している福井県立病院が保有するホールボディカウンタ及び甲状腺モニタを使用して線量評価を行う体制が整備されていることを確認した。

(2) 施設、設備等 ②設備、備品等 線量評価
(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等 ③専門家ネットワークの構築

また、同病院と福井大学医学部附属病院間は車で15分ほどの距離であり、原子力災害時には同病院に対して福井大学の診療、線量評価に係る専門家を短時間で派遣できることを確認した。

2) 研修、訓練

ア. 研修、訓練を行う体制（人の体制）

- ・拠点病院等に対し、医師、看護師、診療放射線技師等20名超の関係者により原子力災害医療に係る専門的な教育研修を行う体制が整備されていることを確認した。

(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等 ①教育研修

- ・立地道府県、拠点病院等、支援センター（基幹含む。）が行う研修に対して、医師、看護師、診療放射線技師等約20名の関係者により支援できる体制が整備されていることを確認した。また、福井大学としてはこれら関係者について原子力災害医療に係る研修のうち専門研修及びQSTが行う高度専門研修を積極的に受講させ、中核となる人材を育成する方針であることを確認した。

(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等 ①教育研修

- ・訓練について、医師、看護師、診療放射線技師等 20 名超の関係者が国又は立地道府県が行う訓練に参加し、また、拠点病院が行う訓練についても助言又は指導できる体制を整備していることを確認した。

〔 (3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等 ②訓練 〕

イ. 研修、訓練を行う体制（施設設備の体制）

- ・教育研修、訓練について、福井大学医学部附属病院敷地内にある臨床教育研修センター及び福井メディカルシミュレーションセンターにおいて最大 80 名の研修生を受け入れる体制が整備されていることを確認した。

〔 (2) 施設、設備等 ①施設 受入体制 〕

3) その他

原子力災害に対応できる業務継続計画を整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施する予定であること、及び高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針（参考 2 参照）を策定していることを確認した。

〔 (4) その他 その他 〕

1)～3)に係る項目のうち、2)及び3)については原子力規制庁として、福井大学が高度被ばく医療支援センターの指定要件に定める項目を満たしていることを確認した。また、1)に係る項目については、現時点ではホールボディカウンタと甲状腺モニタを所有していないが、これらは今後整備する意向を有していること及び整備がなされるまでの間は福井県との連携協定により、原子力災害時でも被ばく傷病者に対して適切な対応が行われることを確認し、高度被ばく医療支援センターとしての原子力災害時の対応が実施できるものと判断した。そのため、1)についても指定要件に定める項目を満たしていると考ええる。

以上を踏まえ、原子力規制庁は、福井大学が高度被ばく医療支援センターの指定要件に定める全ての項目を満たしていると考ええる。